

大隅広域公園ゴーカート場における持込カート利用運用指針

公益財団法人鹿児島県地域振興公社

1 目的

この指針は、県立大隅広域公園ゴーカート場での持込カート利用に当たり、安全性等を確保した適正な運用を図るために必要な方策等を示すことを目的とする。

2 持込カート利用条件

- (1) 持込カート利用者は3人以上で構成されたチームとする。(運転者、安全管理者、責任者などの役割)
- (2) 持込カート利用者は、利用誓約書(別紙)を大隅広域公園管理事務所長宛に提出すること。
- (3) 持込カート利用者は保険に加入していること。(個人賠償責任保険等)
- (4) 持込カート利用者は、原則中学生以上であること。(但し中学生を含む構成の場合は保護者が必要)
- (5) 運転者はカート運転研修受講者であること。
- (6) この持込カート運用指針を理解し、厳守できる者であること。

3 持込のできるカートの制限

- (1) 2サイクル125CC以下とする。
- (2) 確実に整備されたカートで走行し、整備不良カートの利用を認めない。

4 持込カート利用上の注意事項

- (1) 一般利用を最優先とする。
- (2) 一般利用と持込カートは同時走行をしてはならない。
- (3) コース内での同時走行は8台までとする。
- (4) 複数カートの同時スタートによる競争は認めない。
- (5) 一般利用と持込カート利用の交替等は、旗及びトランシーバーによる合図確認により行う。
- (6) 追い越し禁止区間での追い越し禁止。(別紙図面)
- (7) ヘルメット(フルフェイス)、レーシングスーツ、グローブ(指先が無いものや軍手は不可)及びレーシングシューズを装着した完全装備とし、ヘルメットについては、必ずあご紐を締めて走行すること。
- (8) ルールやマナーをしっかり守り、自分の運転能力を過信しないこと。
- (9) 走行中はコース内に入らないこと。但し緊急な場合は、ゴーカート場係員に知らせて走行を中止させてからコース内に入ること。
- (10) コース上でのカート停止は原則として禁止する。但しカートトラブルの場合は自身の安全を確保したうえで、両手を挙げて後続車へ合図するとともにゴーカート場係員に知らせること。
- (11) コース内にガソリンやオイルをこぼさないこと。こぼれた場合は、走行に安全が確認されるまで走行しないこと。
- (12) コース及び付帯施設・器具器材に損害を与えた場合は、損害を与えた者が自己負担により復旧すること。

5 合図の確認

- (1) 安全確認及び合図方法を厳守すること。
- (2) 持込カートの利用中は、1名以上合図者を決め常駐させること。
- (3) 持込カート利用合図者は、常にゴーカート場係員の合図に注意を払い、それに従うこと。
- (4) 持込カート利用合図の旗が破損した場合は、速やかにゴーカート場係員に申し出ること。

6 利用の中止

- (1) 蛇行、暴走及び飲酒運転をした者。
- (2) ゴーカート場係員の注意及び指示及び本運用指針に従わなかった者。
- (3) 重大事故等が発生した場合は直ちに利用を中止する。
- (4) その他、責任のある言動・行動がとれない者。

7 利用日時、期間及び利用料金

- (1) 利用日は、ゴーカート場の開園期間内とする。但し、一般利用者への影響が大きい場合等、管理事務所の判断で利用を中止する場合がある。
- (2) 利用時間は午前が9時から12時、午後が13時から16時までを原則とする。
- (3) 利用料金は3,150円／3時間／1台
- (4) 利用料金は前納制として、券売機で利用額相当の利用券を購入すること。
- (5) 走行回数が0回の場合は無料として利用料金を利用者に返還する。

8 利用予約

- (1) 完全予約制とする。
- (2) 予約は利用予定日の前日15時までとする。

9 カート待機場所

コース及び園内通路へのはみ出しは禁止するので、各チームで調整すること。

10 自己の責任

カート運搬、整備及び走行中等における事故等については、持込カート利用者の自己責任とし、施設設置者である鹿児島県及び指定管理者である公益財団法人鹿児島県地域振興公社は一切の責任を負わないものとする。

11 施設破損の弁償

持込カート利用者の過失により公園内の施設や備品に損害を与えた場合は、損害を与えた者が原形に復旧するなど弁償すること。

12 安全会議

大隅広域公園管理事務所及び持込カート利用者は安全走行や施設点検のため、必要に応じて安全会議を開催する。